

公 表 日

令和 2年 7月29日

## 随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	令和2年度西瀬橋応急復旧（その2）工事
工事概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所長 服部 洋佑 熊本県八代市萩原町1丁目708-2
契約年月日	令和 2年 7月29日
契約業者名	日本鉄塔工業（株）福岡営業所
契約業者の住所	福岡県福岡市中央区春吉1-7-11
契 約 金 額	297,000,000円（税込み）
予 定 価 格	298,353,000円（税込み）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり （※随意契約理由書を添付すること。）
工 事 場 所	熊本県人吉市相良町地先
工 種 区 分	鋼橋上部工事
工事期間（自）	令和 2年 7月23日
工事期間（至）	令和 2年10月10日
備考	入札情報サービス（PPI） （ <a href="http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx">http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx</a> ） にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

## 随意契約理由書

1. 工 事 件 名 令和2年度西瀬橋応急復旧（その2）工事
2. 工事場所（履行場所） 熊本県人吉市相良町地先
3. 契約の相手方 住 所：福岡県福岡市中央区春吉 1-7-11  
名 称：日本鉄塔工業 株式会社 福岡営業所  
電 話：092-717-2005
4. 契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該工事の目的・内容及び契約に付する理由

- 1) 当該工事の目的

本工事は、令和2年7月4日の豪雨による県道15号人吉水俣線の西瀬橋において橋の一部が流出した事から、仮橋設置を速やかに行い、交通の安全を図るものである。

- 2) 当該工事の内容

本工事は、西瀬橋の仮橋を設置するものである。

- 3) 契約に付する理由

本工事の遂行においては、施工業者が応急組立橋の運搬並びに応急組立橋を架設する施工方法を熟知しており、かつ十分な技術力・労働力・建設機械等を保有し、緊急的に機動力を発揮すると共に、的確な工事实施が求められる。

日本鉄塔 株式会社 福岡営業所は、上記に該当すると判断されることから、令和2年3月31日に「災害時における災害対策用機械の出動等に関する基本協定」を九州技術事務所と締結しており、「災害時における災害対策用機械の出動等に関する基本協定」第2条及び第4条に記載のとおり当事務所に出動要請・通知されたため、本災害においても、必要な資機材を保有し、緊急出動し機動力を発揮することが可能であると判断される。

以上のことから、日本鉄塔 株式会社 福岡営業所が本工事を遂行するうえで唯一の契約相手と判断されるため、会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号により契約を行うものである。

(契約理由書作成者)

八代河川国道事務所 建設専門官